

ホテル又は旅館における 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会

検討会設置の趣旨

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、2017年12月から学識経験者、障害者団体等、施設管理者団体、設計関係団体等から構成される「バリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」を行った。
 検討会においては、ホテル・旅館に対するアンケート調査等を踏まえ、2018年6月に、ホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、次の5項目からなる対応方針がとりまとめられた。

- ・対応方針① バリアフリー客室の客室設置数に係る基準の見直し(政令改正)
- ・対応方針② 条例整備促進のための基本方針改正
- ・対応方針③ 事業者等へのバリアフリー対応の要請
- ・対応方針④ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及
- ・対応方針⑤ バリアフリー客室等に係る情報提供の充実

- 国土交通省は、上記の「対応方針④ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及」の取組みを推進するため、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」について充実すべき内容を検討を行うため、本検討会を設置する。

検討会の構成

学識経験者、障害者団体等、施設管理者関係団体、設計関係団体等、審査側団体(特定行政庁)、関係省庁※ ※関係省庁はオブザーバーとして参加

スケジュール

時期	実施計画
2018(平成30)年 9月21日	○ 第1回検討会の開催 ・本検討会の設置について ・検討の方向性(案)について
2018(平成30)年 12月3日	○ 第2回検討会の開催 ・建築設計標準(追補版)(素案)について
2018(平成30)年 1月21日	○ 第3回検討会の開催 ・建築設計標準(追補版)について
2019(平成31)年 2月頃	○ パブリックコメントの実施
2019(平成31)年 3月	○ 建築設計標準(追補版)の公表